



★緊急事態宣言に伴う各種健診（検診）の自粛要請につきまして★

令和2年4月16日付けで、国が全国47都道府県を新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象とし、愛知県を含む13都道府県については、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要がある、「特定警戒都道府県」と位置づけました。

上記の状況を鑑み、政府から、緊急事態措置の実施期間の間（5月6日まで）各種健診（検診）の受診を控えていただくよう要請がでております。

すでに、群市区医師会等からもご案内があった地区もあるかと存じますが、年度代表保険者である協会けんぽ愛知支部から、集合B契約とりまとめ機関であるNPOあいちからも医療機関へ周知するよう要請がございましたので、ご連絡をいたしました。

尚、以前からのご予約などで、緊急事態措置の実施期間の間にすでに実施された、または今後される健診（検診）実施料金はお支払いされますし、罰則はございませんが、会員医療機関様に於かれましては、適切にご判断いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。